

厚生労働科学研究費の概要

少子高齢化の進展、疾病構造の変化、国民を取り巻く社会環境の変化、国民のニーズの多様化・高度化などに的確に対応した厚生労働行政が求められています。

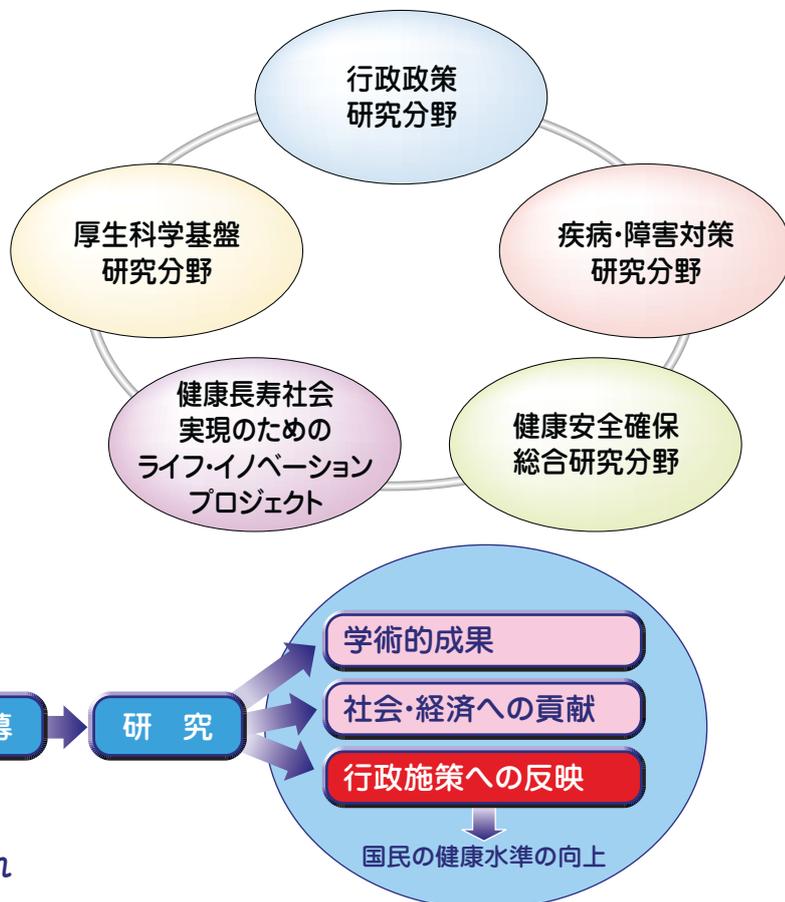
行政施策は、適切妥当な科学的根拠に立脚する必要があります。そのためには、厚生労働省所管の国立試験研究機関等で研究を行うのみならず、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出す必要があります。厚生労働科学研究は、このような目的の為にされる厚生労働省の研究を総称しています。



現在の研究費補助の萌芽は、昭和 26 年度に創設された厚生科学研究費補助金制度です。それが漸次拡大され、昭和 59 年度からは対がん 10 ヶ年総合戦略が始まるなど、平成 7 年度以降は国全体の科学技術基本計画に基づき、大幅な拡大がみられました。平成 22 年度には、472 億円の研究費により 1,500 以上の研究をサポートしています。

厚生労働科学研究費の特徴

厚生労働科学研究事業は、行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究、健康安全確保総合研究及び健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの 5 分野から構成されています。外部の専門家のご意見や行政上の必要性等を踏まえ、研究事業毎に、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決する「目的志向型の研究課題設定」を行い、その上で、原則として公募により研究課題及び研究班を募集し、評価委員会の評価を経て、採択を決定します。



厚生労働科学研究の流れ